

令和7年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料4-1

事業番号	事業名	事業概要	R7基金 執行額見込 (千円) ※繰越含む	事業の目標	実績 ※ R8.3未現在で判明しているもの
区分Ⅰ-1. 病床の機能分化・連携の推進			300,985		
1	地域医療構想推進事業	・地域医療構想を達成するため、医療機関等が行う回復期等への転換や事業縮小に係る施設・設備整備、地域連携に係る検討の費用に対して支援する。 ・地域医療構想調整会議で活用する医療提供体制のあり方に係る調査・分析等を行う。	253,040	施設・整備を行う医療機関 3箇所 ⇒ 地域医療構想上確保が必要な県全域の回復期病床 928床(H26)→1,678床(R6) (R7:2,566床)	4医療機関が施設・設備整備を実施 ⇒ ・ 病床機能報告における回復期病床数 928床(H26)→1,678床(R6) (750床増)
2	医療機能分化・連携推進地域移行支援事業	病院関係者やケアマネジャー、訪問看護師等多職種のネットワーク化を推進するため、拠点となる支援センターの設置に対して支援する。また、センターと連携し、実際に各地域で活動を行う地域活動拠点の機能強化等を支援することにより、慢性期病床の入院患者の在宅移行を促進する。	43,330	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー支援関係者からの退院支援等相談対応 280件(R6年度)→280件(R7年度)(前年度同等件数維持) ⇒ 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を令和7年度までに568床減少	慢性期病床が491床減少
3	医療機能多職種連携促進事業	医療や介護等関係職種の調整役を担う看護師を養成するとともに病院等での活躍の場の拡大や周知を図り、多職種間の連携を強化する。	2,556	調整役を担う看護師養成人数 年間10人×4年 ⇒ 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を令和7年度までに568床減少	慢性期病床が491床減少
4	地域医療連携推進総合拠点事業	病院関係者やかかりつけ医、ケアマネジャー等多職種からの相談に対応できる総合相談窓口を設置することにより、医療・介護連携を推進する。	2,059	①研修の実施 3回/年(R6)→3回/年(R7) ②相談件数 86件/年(R6)→86件以上/年(R7) ⇒ ①在宅療養支援病院数・診療所数 79箇所(R6)→89箇所(R7) ②研修を受けた主任介護支援専門員 16名(R6)→16名以上(R7)	①研修の実施 4回/年(R7) ②相談件数 104件/年(R7) ⇒ ① 在宅療養支援病院数・診療所数 92箇所(R8.3) ② 研修を受けた主任介護支援専門員 9名(R7)
区分Ⅰ-2. 病床の機能再編			70,224		
5	単独支援給付金支給事業	医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編の実施に伴い、減少する病床数に応じた給付金を支給する。	70,224	対象となる医療機関数 2医療機関 ⇒ 急性期病床:28床→24床(△4床)※牧丘病院 34床→0床(△34床)※市川三郷病院:無床診療所化	対象医療機関数 2医療機関(R7年度) ⇒ ・ 急性期病床:28床→24床(△4床)※牧丘病院 34床→0床(△34床)※市川三郷病院:無床診療所化
区分Ⅱ. 在宅医療の充実			109,565		
6	在宅医療推進協議会設置事業	県医師会及び地区医師会における在宅医療に取り組む医師及び多職種からなる協議会の設置、地域及び県内における在宅医療の課題の検討、研修会等の開催に対し支援を行う。	2,013	全県及び10地区医師会で在宅医療推進協議会(研修会を含む)を開催協議会(研修会)開催数5回(R6)→5回以上(R7) ⇒ ①在宅療養支援病院数・診療所数 79箇所(R6)→89箇所(R7) ②訪問診療を受けた患者数(レセプト件数) 3,462人(R4)→3,624人/日(R5)	全県及び10地区医師会で在宅医療推進協議会(研修会を含む)を開催協議会(研修会)開催数8回(R7) ⇒ ① 在宅療養支援病院数・診療所数 92箇所(R8.3) ② 訪問診療を受けた患者数(レセプト件数) 3,624人/日(R5)
7	在宅歯科医療連携室整備事業	歯科医療連携室を設置し、①医科・介護等との連携・調整、②在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、③在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。	3,620	在宅歯科医療連携室の設置・運営 1箇所 ⇒ ①在宅療養支援病院数・診療所数 79箇所(R6) → 89箇所(R7) ②訪問歯科相談窓口対応件数 38件(R6) → 38件以上(R7) ③在宅歯科医療機器貸出日数 延べ7,044日(R6) → 7,044日以上(R7)	在宅歯科医療連携室の設置・運営 1箇所 ⇒ ① 在宅療養支援病院数・診療所数 92箇所(R8.3) ② 訪問歯科相談窓口対応件数 34件(R7) ③ 在宅歯科医療機器貸出日数 延べ5,372日(R7)
8	在宅医療広域連携等推進事業	県内各保健福祉事務所において在宅医療の多職種関係者の連携会議を開催する。	227	連携会議の開催 4圏域×3回 ⇒ ①在宅療養支援病院数・診療所数 79箇所(R6)⇒89箇所(R7) ②訪問診療を受けた患者数(レセプト件数) 3,462人(R4)→3,624人/日(R5)	連携会議の開催 2圏域×2回, 2圏域×1回(全4圏域) ⇒ ① 在宅療養支援病院数・診療所数 92箇所(R8.3) ② 訪問診療を受けた患者数(レセプト件数) 3,624人/日(R5)
9	訪問看護推進事業	・県内の在宅医療の推進を図るため、医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する訪問看護推進協議会で、訪問看護に関する課題や対策等を協議する。 ・県民や看護職、支援関係者を対象に、在宅医療の推進に不可欠な訪問看護の充実を図るため、研修・普及啓発等を実施する。	550	・訪問看護推進協議会の開催回数(10人×2回) ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数(定員10人×5日) ・訪問看護管理者研修の参加者数(10人) ⇒ 訪問看護職員数 690人(R6) → 724人(R7)	・訪問看護推進協議会の開催回数(10人×2回) ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数(定員10人×5日) ・訪問看護管理者研修の参加者数(10人) ⇒ 訪問看護職員数 690人(R6) → 724人(R7)
10	医療と生活をつなぐ看護人材育成事業	在宅療養者の抱える問題に対応できる人材を育成するための研修や、訪問看護師の養成研修・教育研修等を実施する。	7,603	・訪問看護師動機付け研修(計2日間・20人) ・新人訪問看護師教育研修(計4回・12人) ・新人訪問看護師採用育成支援研修(計16人) ・訪問看護師養成研修(計14日間・35人) ⇒ 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 69施設(R4)→74施設(R8)	・訪問看護師動機付け研修(計2日間・20人) ・新人訪問看護師教育研修(計4回・12人) ・新人訪問看護師採用育成支援研修(計16人) ・訪問看護師養成研修(計14日間・35人) ⇒ 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 69施設(R4)→74施設(R8)
11	在宅医療連携拠点形成促進事業	在宅医療へ新規参入の促進のための研修会の開催や、参入意欲を有する医療機関に対しアドバイザーを派遣し、個別支援を行う。また、各地域において24時間対応が出来る緊急時体制の構築に向けた取組を支援する。	74,261	アドバイザー派遣等要請施設数 18施設(R6)→17施設(R7) ⇒ ①在宅療養支援病院数・診療所数 79箇所(R6)⇒89箇所(R7) ②アドバイザーの派遣を受けた医療機関において「在宅患者が増加」もしくはより高い診療報酬が受けられる状態になった医療機関数が増加 9カ所(R6)→9カ所以上(R7)	アドバイザー派遣等要請施設数 17施設(R7) ⇒ ① 在宅療養支援病院数・診療所数 92箇所(R8.3) ② アドバイザーの派遣を受けた医療機関において「在宅患者が増加」もしくはより高い診療報酬が受けられる状態になった医療機関数が増加 13カ所(R7)

令和7年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料4-1

事業番号	事業名	事業概要	R7基金 執行額見込 (千円) ※繰越含む	事業の目標	実績 ※ R8.3未現在で判明しているもの
12	在宅医療実施意向調査事業	県内の在宅医療の実態を把握するため、医療機関を対象とした調査・分析を行う。	1,870	在宅医療の実施意向にかかる実態調査の実施(1回) ⇒ ・訪問診療を実施する病院・診療所数 109施設(R4)→109施設以上(R7) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 43施設(R4)→43施設以上(R7)	在宅医療の実施意向にかかる実態調査の実施(1回) ⇒ ・訪問診療を実施する病院・診療所数 134施設(R6) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 79施設(R6)
13	医療的ケア児支援センター運営事業	医療的ケア児者及びその家族を包括的に支援する体制を整備するため、医療的ケア児支援センターの設置・運営等を行う。	16,513	医療的ケア児支援センターの設置数 2 ⇒ 年間相談対応件数 57件(R5年度)→202件(R7年度)	医療的ケア児支援センターの設置数 2 ⇒ 年間相談対応件数 401件(R7年度)
14	医療型短期入所事業所整備促進事業	・医療的ケア児者の地域生活を支える医療型短期入所事業所のニーズに対して、十分な事業所数が確保できていないことから、新たに医療型短期入所事業所を開設する医療法人等に対し、備品購入等に係る経費の支援を行う。 ・看護師が重症心障害児者や医療的ケア児者への対応方法を学び、習得できるようにするため、医療機関の人員体制が手薄な夜間にヘルパーを派遣し、看護師の支援を行う。	572	○医療型短期入所事業所の新規開設数 14施設 中北医療圏 4施設(R3)→6施設(R7年度末) 峡東医療圏 0施設(R3)→2施設(R7年度末) 峡南医療圏 0施設(R3)→1施設(R7年度末) 富士・東部医療圏 1施設(R3)→5施設(R7年度末) ○見守り体制支援 1人×15時間/泊×1泊/週×2ヶ月 ⇒ 医療型短期入所の月平均実利用者数 25.6人(R2年度) → 55.9人(R7年度) 在宅医療的ケア児者の13.6% 在宅医療的ケア児者の25.4% 医療型短期入所事業所(2事業所)を開設	○医療型短期入所事業所の新規開設数 14施設 中北医療圏 4施設(R3)→6施設(R7年度末) 峡東医療圏 0施設(R3)→2施設(R7年度末) 峡南医療圏 0施設(R3)→1施設(R7年度末) 富士・東部医療圏 1施設(R3)→5施設(R7年度末) ○見守り体制支援 1人×15時間/泊×1泊/週×2ヶ月 ⇒ 医療型短期入所の月平均実利用者数 25.6人(R2年度) → 63.2人(R7年度) 在宅医療的ケア児者の13.6% 在宅医療的ケア児者の28.7% 医療型短期入所事業所(2事業所)を開設
15	在宅透析患者の医療提供体制強化事業	県協議会及び各保健所圏域での連携推進会議、研修会、実態調査、災害時透析情報共有システム運用、患者教育教材及び手引き作成事業を行う。	2,336	本部会議の開催 0回/年(R5)→4回/年(R7) ⇒ 本部会議の開催 0回/年(R5)→4回/年(R7) ⇒ 透析患者への教育を実践する施設の数 0施設→34施設 ・災害時透析情報共有システム導入施設数 0施設→34施設	本部会議の開催 0回/年(R5)→4回/年(R7) ⇒ ○透析患者への教育を実践する施設の数 0施設→34施設 ・教育部会において研修会を実施し、その内容を踏まえ、各医療機関において災害時の連絡体制(病院と患者の連絡手段・方法)に関する患者教育を実施した。 ・令和8年度に全医療機関で統一的な患者教育を実施するため、教材作成に向けた基礎資料の収集を目的として、患者意識調査の企画に着手した。令和8年度中に調査を実施し、その結果を踏まえて患者向け教材を作成する予定である。 ○災害時透析情報共有システム導入施設数 0施設→34施設
区分Ⅳ 医療従事者の確保・養成				852,202	
16	地域医療支援センター運営事業	・医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 ・県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域枠医学生等に対する面談等を実施する。 ・地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。	22,553	地域医療支援センターの運営 ・地域枠医学生等への面談者数 40人 ・地域医療機関への輪旋等医師数 10人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1回(25人) ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1回(50人) ⇒ 修学資金の貸与を受けた医師の県内勤務者数 258人(R5)→280人(R7)	地域医療支援センターの運営 ・地域枠医学生等への面談者数 118人 ・地域医療機関への輪旋等医師数 10人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1回(24人) ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1回(57人) ⇒ 修学資金の貸与を受けた医師の県内勤務者数 258人(R5)→257人(R7)(就業義務年限内)
17	医師派遣推進事業	医師派遣調整検討委員会における協議を踏まえ、医師不足病院に対し医師派遣を行う山梨大学の運営等に対し支援する。	75,000	県内病院における医師不足実態調査の実施 年1回 医師派遣調整検討委員会の開催 年1回 ⇒ 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院への医師派遣決定数 10名(R6)→10名(R7)	県内病院における医師不足実態調査の実施 年1回 医師派遣調整検討委員会の開催 年1回 ⇒ 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院への医師派遣決定数 10名(R6)→10名(R7)
18	医療勤務環境改善支援センター運営事業	医療機関における勤務環境改善の自主的な取組を支援するためのセンターを設置し、マネジメントシステムの普及・導入支援、相談対応、情報提供等を実施する。	358	医療勤務環境改善支援センターの支援により医師労働時間短縮計画を策定する医療機関数 1施設 ⇒ ・医療施設従事医師数2,041人(R4) → 2,066.9人(R8) ・就業看護職員数 11,360人(R6) → 12,008人(R7)	医療勤務環境改善支援センターの支援により医師労働時間短縮計画を策定する医療機関数1施設 ⇒ ・医療施設従事医師数2,041人(R4) → 2,141人(R6) ・就業看護職員数(常勤換算後) 10,350.1人(R4) → 10,354.4人(R6)
19	医学生等体験研修事業	在宅医療に取り組む医療従事者の確保に向け、在宅医療への意識付けを図るため山梨大学・県立大学の医学生・看護学生を対象に、在宅医療機関での体験実習の実施を支援する。	420	医学生・看護学生の在宅医療体験研修 20人 ⇒ 在宅養老支援病院数・診療所数 79箇所(R6)⇒85箇所(R7)	医学生・看護学生の在宅医療体験研修 延べ21人 ⇒ 在宅養老支援病院数・診療所数 79箇所(R6)⇒92箇所(R8.3)
20	医師修学資金貸与事業	医師の県内定着を促進し、医師不足や地域及び診療科の偏在を是正するため、地域枠入学者に対し修学資金の貸与を行う。	345,930	新規医師修学資金貸与者数 39(人) ⇒ 病院医師数 1520人(R5)→1541人(R7)	新規医師修学資金貸与者数 39(人) ⇒ 病院医師数 1520人(R5)→1550人(R7)
21	産科医師確保臨床研修支援事業	産科医師を養成・確保するため、県内統一の産科後期研修プログラムの運営及び研修医の募集を支援する。	7,374	新たな専門研修医の確保 1人 ⇒ 分娩を取り扱う常勤医師数 58人(R6)→58人以上(R7)	新たな後期研修医の確保(2人) ⇒ 分娩を取り扱う常勤医師数 58人(R6)→60人(R7.4.1)
22	産科医等分娩手当支給事業	産科医師等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。	20,571	分娩手当支給者数 54人 ⇒ 分娩を取り扱う常勤医師数 58人(R6)→58人以上(R7)	分娩手当支給者数 60人 ⇒ 分娩を取り扱う常勤医師数 58人(R6)→60人(R7.4.1)

令和7年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料4-1

事業番号	事業名	事業概要	R7基金 執行額見込 (千円) ※繰越含む	事業の目標	実績 ※ R8.3未現在で判明しているもの
23	NICU入室児担当手当支給事業	新生児医療担当医師に対し手当を支給する医療機関を支援する。	889 ・事業主体 NICUを有する医療機関 ・補助率 1/3	NICU入室児担当手当支給数 23人 ⇒ 新生児医療担当医師数(常勤) 42人(R6)→ 42人以上(R7)	NICU入室児担当手当支給数 22人 ⇒ 新生児医療担当医師数(常勤) 42人(R6)→ 51人(R7.4.1)
24	小児救急医療体制確保事業 (小児救急医療体制整備事業)	休日・夜間に、小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れる体制を整備するための経費に支援する。	35,785 ・事業主体 小児救急医療事業推進委員会 ・補助率 2/3	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7病院(H29)→ 7病院(R7) ⇒ 小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37人(H29)→ 39人(R7)	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7病院(H29)→ 7病院(R7) ⇒ 小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37人(H29)→ 39人(R7)
25	小児救急医療体制確保事業 (小児救急電話相談事業)	休日・夜間に、小児患者の保護者等向けの専門の看護師による電話相談体制を整備する。	27,484 ・事業主体 甲府市医師会 (委託事業)	小児救急電話相談員数 11人(H30)→11人(R7)	継続的な小児救急電話相談の実施日数・相談件数 年間365日、相談件数11,871件 ⇒ 電話相談のうち、翌日以降の受診又は受診不要と回答した割合 27.0%(H28)→10.3%(R7)
26	救急搬送受入支援事業	患者の疾病別の搬送のルール化や最終受入医療機関の継続的な確保など救急患者の受入体制を整備することにより、受入医療機関の医師のスキルアップを図るとともに、救急専門医の負担を軽減し人材の確保を行う。	20,400 ・事業主体 最終受入医療機関 ・補助率 1/3	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送1件あたりの平均受入要請回数 1.5回(H30)→ 1.4回(R7) ⇒ 救急専門医 20名(R元) → 32名(R7)	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送1件あたりの平均受入要請回数 1.5回(H30)→ 1.7回(R7) ⇒ 救急専門医 20名(R元) → 36名(R7)
27	新人看護職員研修事業	・自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、自施設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対象とした合同研修を実施する。 ・実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実施体制を確保する。	13,028 多施設合同研修、実地指導者研修 ・事業主体 県立大学(委託事業) 新人看護職員卒後研修 ・事業主体 各医療機関 ・補助率 1/2 新人看護師指導担当者研修 ・事業主体 県看護協会(委託事業)	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6日間・36人) ・教育担当者研修の実施 (5日間・24人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (20病院・計284人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3日間・41人) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 10,350.1人(R4) → 10,354.4人(R6) ナースセンターに届出を行っている離職者数(実人数) 400人(R5) → 338人(R6)	
28	看護職員資質向上推進事業	看護職のリーダーや職能別の研修、実習施設の指導者への研修、潜在看護職員等の有資格看護職者を対象とした復職支援研修を実施するとともに、認定看護師の養成を支援する。	6,608 看護職員専門分野研修 ・事業主体 県立大学 ・補助率 10/10 看護職員実務研修、潜在看護職員復職研修 ・事業主体 県看護協会(委託事業) 看護職員実習指導者講習 ・事業主体 県	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施(2～5日間・計200人) ・潜在看護職員復職研修(3～5日間・計20人) ・看護職員実習指導者講習会の実施 (長期30日間・35人、特定分野10日間・10人) ・看護職員専門分野研修の実施(認知症看護 7ヶ月間・計14人) ⇒ 就業看護職員数 11,360人(R6) → 12,008人(R7)	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施(7分野・全28回・計160人) ・潜在看護職員復職研修(2人) ・看護職員実習指導者講習会の実施 (28人、特定分野6人) ・看護職員専門分野研修の実施(認知症看護 計8人) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 10,350.1人(R4) → 10,354.4人(R6)
29	看護職員確保対策事業 (病院看護管理者研修事業)	看護管理者的業務に従事している者を対象に、短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や職場環境改善等に関する研修等を行う。	50 ・事業主体 県	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数(1回・180人) ⇒ 就業看護職員数 11,360人(R6) → 12,008人(R7) 離職率 看護職 10.8%(R5年度)→10.8%以下(R7年度)	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数(1回・153人) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 10,350.1人(R4) → 10,354.4人(R6) 離職率 看護職 10.8%(R5年度)→10.7%(R6年度)
30	看護職員確保対策事業 (看護の心の健康相談事業)	県内の看護職員を対象に、仕事に関する悩みや不安を気軽に相談できるよう臨床心理士による相談窓口を設置し、心の悩みを解消する。	678 ・事業主体 県看護協会 (委託事業)	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月1回(毎月実施) ⇒ 就業看護職員数 11,360人(R6) → 12,008人(R7) 離職率 看護職 10.8%(R5年度)→10.8%以下(R7年度)	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月1回(毎月実施) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 10,350.1人(R4) → 10,354.4人(R6) 離職率 看護職 10.8%(R5年度)→10.7%(R6年度)
31	看護職員確保対策事業 (ナースバンク事業)	ナースセンターのナースバンク事業において、離職者等を含めた未就業者に対する就業支援を強化する。	1,485 ・事業主体 県看護協会 (委託事業)	ナースセンターの就業相談における就業者数 266人(R4)→ 400人以上(R7) ⇒ 就業看護職員数 11,360人(R6) → 12,008人(R7) 離職率 看護職 10.8%(R5年度) → 10.8%以下(R7年度)	ナースセンターの就業相談における就業者数 266人(R4)→ 240人(R6) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 10,350.1人(R4) → 10,354.4人(R6) 離職率 看護職 10.8%(R5年度)→10.7%(R6年度)
32	看護職員確保対策事業 (ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業)	潜在看護職員の再就業を効果的に進めるため、ナースセンターと公共職業安定所(ハローワーク)が連携し、情報共有を行うとともに、ハローワークを巡回し就業相談を実施する。	1,092 ・事業主体 県看護協会 (委託事業)	ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内7箇所 月1回・相談件数 100件/年 ⇒ 就業看護職員数 11,360人(R6) → 12,008人(R7) 離職率 看護職 10.8%(R5年度)→10.8%以下(R7年度)	ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内7箇所 月1回 相談件数 79件/年 再就職者 27人 ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 10,350.1人(R4) → 10,354.4人(R6) 離職率 看護職 10.8%(R5年度)→10.7%(R6年度)
33	看護師等養成所運営費補助事業	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。	101,282 ・事業主体 民間立看護師養成所 ・補助率 10/10	当該補助により看護師等養成を行った施設数(3施設) ⇒ 養成所卒業生県内就業率 75.7%(R6年度卒業生)→ 75.7%以上(R7年度卒業生) ・養成所の定員(1学年)に占める入学者の割合 81.4%(R6年度入学者)→81.4%以上(R7年度入学者)	運営を支援した看護師等養成所(3施設) ⇒ 養成所卒業生県内就業率 75.7%(R6年度卒業生) 養成所の定員(1学年)に占める入学者の割合 75.7%(R6年度入学者)→73.6%(R7年度入学者)

令和7年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料4-1

事業番号	事業名	事業概要	R7基金 執行額見込 (千円) ※繰越含む	事業の目標	実績 ※ R8.3未現在で判明しているもの
34	病院内保育所運営費補助事業	勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取組を支援する。	・事業主体 民間医療機関 ・補助率 2/3 30,626	当該補助により院内保育所を運営した施設数(5施設) ⇒ 就業看護職員数 11,316人(R4) → 12,008人(R7)	当該補助により院内保育所を運営した施設数(5施設) ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 10,350.1人(R4) → 10,354.4人(R6)
35	歯科衛生士確保対策事業	歯科衛生専門学校において実践的で質の高い教育を行うため、実習室の整備や教育環境の充実に支援する。	・事業主体 県歯科医師会 ・補助率 2/3 3,974	歯科衛生専門学校の整備 1カ所 ⇒ 在宅療養支援歯科診療所の数 45施設(H27) → 51施設(R7)	・歯科衛生専門学校の施設整備 1箇所 ⇒ 在宅療養支援歯科診療所の数 45施設(H28) → 45施設(R7)
36	発達障害児医療支援ネットワーク構築事業	・児童精神科医の不足により十分なサービスが提供できていない発達障害について、地域の小児科医が発達障害の診療等が担えるよう、基礎的知識や診断、治療についての研修会を開催する。 ・専門医療機関と地域の小児科医との連携体制を確保するため、作成した医療連携バスの普及や改善を進める。 ・円滑かつ速やかな診療体制を整備するため、地域小児科医と連携実績を重ね、医療連携のための基準を明確にしながら、その評価、検証を行う。 ・発達障害者支援の充実を推進するため、地域の精神科医及び精神科医療機関を対象としたネットワーク構築のため、検討委員会を開催する。	・事業主体 県 261	センターが中心となった、地域の小児科医等を対象とした発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会等の開催 小児科医等：年4回以上、精神科医等：年3回以上 ⇒ ① 発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加 18名(平成29年度) → 30名以上(令和7年度) ② 発達障害等の診療を標榜する医療機関 13箇所(H26) → 15箇所以上(令和7年度)	こころの発達総合支援センターを中心に、地域の小児科医と連携推進を図る「こどもの発達を考える医療連携会議」、精神科医及び精神科医療機関と連携推進を図る「発達障害のための精神科医療連携会議」を開催。発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会の実施。 <R7実績> 小児科医…連携会議4回+研修会1回 37名の小児科医が参加 精神科医等…連携会議3回+研修会1回 ⇒ ①発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加 18名(平成29年度) → 37名(令和7年度) ②発達障害等の診療を標榜する医療機関 13箇所(平成26年度) → 16箇所(令和7年度)
37	心身障害児者歯科診療体制強化事業	県内で障害者に対する歯科治療における静脈内鎮静法を施術できる歯科医師等を育成するための研修に支援する。	・事業主体 県歯科医師会 ・補助率 10/10 2,154	口腔保健センター心身障害児者静脈内鎮静法歯科治療担当歯科医師数 0名(H30)→3名(R8) ⇒ 口腔保健センター心身障害児者歯科診療利用者数 山梨口腔保健センター 1,513人(H29)→2,000人(R8)	口腔保健センター心身障害児者歯科診療利用者数 1,513人(H29) → 2,812人(R7)
38	周産期医療体制等整備事業	山梨大学に、生殖医学・周産期医学講座(寄附講座)を設置し、産科医の確保や不妊治療体制の充実・強化等に関する研究を行う。	・事業主体 山梨大学 (寄附講座) 34,000	生殖補助医療の実習及びセミナー受講者数:20人 ⇒ 産婦人科入局者数:2人	初期研修医、医学部生向けのセミナー参加者数:70人 ⇒ 産婦人科入局者数:2人
39	不妊治療体制強化事業	子どもを望む夫婦が不妊治療を受けやすい環境を整備するため、山梨大学が設置する高度生殖補助技術センターが実施する胚培養士の育成・研修に要する経費を補助することで、胚培養士の人材育成を進める。	・事業主体 山梨大学 ・補助率 10/10 6,658	胚培養士年間育成数:4人 ⇒ 県内医療機関在籍胚培養士数:前年同等以上	胚培養士年間育成数:3人 ⇒ 県内医療機関在籍胚培養士数:前年同等
40	特定行為研修受講促進事業	県内で実施される特定行為研修受講者(特定行為研修を組み込んだ認定看護師教育課程を含む)に受講料(入学科、受講料、教材費など)を助成した医療機関等に対し、その助成額を助成する。	・事業主体 医療機関 ・補助率 10/10、1/2 22,072	申請受講者数 25人(R7) ⇒ 特定行為研修修了者数 115人(R8)	申請受講者数23人(R7) ⇒ 特定行為研修修了者数 50人(R7) 感染管理認定看護師(B課程)受講者数 37人(R7)
41	医学生等キャリア形成支援体制強化事業	・医師偏在対策と医師のキャリア形成の両立を推進するため、キャリア形成プログラムの対象医師の派遣先について、関係者間の調整を行うとともに、医学生等のキャリア形成にかかる支援を実施するため、キャリアコーディネータを配置する。 ・地域医療に従事することを希望する医学生等の地域医療マインドの涵養のため、キャリア形成卒前支援プロジェクト(地域医療実習や講義)を策定し、実施する。	・事業主体 山梨大学 (委託事業) 2,449	・地域枠医学生等への面談者数 40人/年 ・キャリアコーディネータの配置 1人 ・キャリア形成卒前支援プランの策定 4回/年 ⇒ 医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口10万人あたり医療施設従事医師数の比較] 中北区域/峡東区域 1.5倍(R6)→ 1.5倍以下(R8) 中北区域/峡南区域 2.5倍(R6)→ 2.5倍以下(R8) 中北区域/富士・東部区域 2.1倍(R6)→ 2.1倍以下(R8)	・地域枠医学生等への面談者数 40人/年 ・キャリアコーディネータの配置 2人 ・キャリア形成卒前支援プランの策定 5回/年
42	ドクターバンクスタートアップ支援事業費	診療所の承継増加による医師の地域偏在是正・高齢化対策を図るため、県医師会が新たに実施するドクターバンク事業のホームページ開設を支援する。	・事業主体 山梨県医師会 ・補助率 10/10 3,740	・ドクターバンク周知先(医療機関) 100施設(初年度) ・ドクターバンクサイト閲覧数 300PV(初年度) ⇒ 県内特定公立病院等の不足医師数 82人(R7) → 80人以下(R8) 県内の一般診療所数 708(R6) → 690以上(R9)	・ドクターバンク周知先(医療機関) 570施設(初年度) ・ドクターバンクサイト閲覧数 2,270PV(初年度)
43	感染症専門医等感染症対応人材養成事業	①山梨大学が設置する感染症学講座に対する寄附により、感染症専門医の養成、感染症に関する教育・研究の推進等を行う。 ②県立中央病院が開設する感染症専門医研修プログラムの受講者確保のため、同プログラム周知を目的としたWebサイトの充実をサポートする等、感染症専門医の養成を支援する。 ③施設等で感染症が発生した場合に対応できる即戦力を養成し、資質の維持・向上をはかるため、県が医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を対象に、感染管理に関する講義及び実地研修を実施する。	事業主体 ①山梨大学(寄附講座) ②県立中央病院 ③山梨県 28,463	① 専門医養成講座受講者数 3人以上、 ② 専門医養成講座受講者数 3人以上、研修受講者確保Webサイトの充実 ⇒ ③ 養成研修受講者100人以上 ⇒ ①②感染症専門医 令和3年:1人 → 令和8年度中:5人 ③感染症対応人材(医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師) 令和3年:0人 → 令和8年100人	①・山梨大学専門医養成講座受講者数 2人(R7) ・医学部生・看護学生に対する各種教育実施 ・県内医療従事者に対する研修実施 ②・県立中央病院での専門医養成講座受講者数 3人(R7) ・研修受講者確保Webサイトの充実、検査機器の保守 ③疫学演習と各保健所管内で避難所における感染症対策実地研修を実施 ⇒ ①②感染症専門医 令和3年:1人 → 令和7年:2人 ③感染症対応人材 令和3年:0人 → 令和7年:119人
44	歯科衛生士修学資金貸付事業	5年間県内の医療機関で歯科衛生士として勤務することを条件に返還を免除する歯科衛生士修学資金の貸付を行う。	・事業主体 県歯科医師会 ・補助率 10/10 9,996	歯科衛生士修学資金貸付者数 24名 ⇒ 在宅療養支援歯科診療所の数 47箇所(R5)→45箇所(R7)	歯科衛生士修学資金貸付者数 24名 ⇒ 在宅療養支援歯科診療所の数 45箇所(R8.1)

令和7年度地域医療介護総合確保基金事業の実施状況

資料4-1

事業番号	事業名	事業概要	R7基金 執行額見込 (千円) ※繰越含む	事業の目標	実績 ※ R8.3未現在で判明しているもの
45	新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修	新人歯科衛生士や復職を希望する歯科衛生士有資格者等を対象として技術研修を行う。 ・事業主体 県歯科医師会 ・補助率 10/10	653	技術支援研修会の開催 年2回 ⇒ 技術支援研修会への参加者 20名(R6)→20名以上(R7)	技術支援研修会の開催 年2回 ⇒ 技術支援研修会への参加者 49名(R7)
46	看護師等養成所施設整備事業	看護職員を目指す学生の教育環境の改善・向上を図るため、看護師等養成所校舎の施設整備を行う。 ・事業主体 県	3,386	整備を実施する看護師等養成所 1施設 ⇒ 就業看護職員数(実人員) 11,316人(R4) → 12,008人(R7)	整備を実施する看護師等養成所 1施設 ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 10,350.1人(R4) → 10,354.4人(R6)
47	山梨DMAT隊員研修事業	県内での活動を想定した都道府県DMAT研修(国の研修の一部として認定された2日程度の研修)を実施する。 ・事業主体 県	807	都道府県DMAT研修の開催 1回 ⇒ 山梨DMAT隊員数 0人(R5) → 48人養成	都道府県DMAT研修の開催 1回 ⇒ 山梨DMAT隊員数 0人(R5) → 48人養成(R6年に30人、R7年に18人を養成)
48	看護職員確保・定着促進コーディネーター事業	看護管理や組織運営等に豊富な知識・経験を持つ「看護職員確保・定着促進コーディネーター」を派遣し、個々の医療機関等が抱える看護職員確保における課題を調査分析のうえ、改善策の助言を行うとともに、改善策の実施を伴走支援する。 ・事業主体 県看護協会 (委託事業)	6,480	派遣施設数 3施設 ⇒ 離職率 新卒8.9%(R5年度) → 8.9%以下(R7年度) 全職10.8%(R5年度) → 10.8%以下(R7年度) ・病院看護職員数 6,697人(R5年度) → 6,697人(R7年度)	派遣施設数 6施設 ⇒ 離職率 新卒8.9%(R5年度) → 8.4%(R6年度) 全職10.8%(R5年度) → 10.7%(R6年度) 病院看護職員数 6,697人(R5年度) → 6,700人(R6年度)
49	救急医療病院間連携推進事業	転院の促進により重篤な患者を受け入れる病床を確保するため、救急医療機関が行う転院搬送体制の整備に対し支援する。 ・事業主体 最終受入医療機関 ・補助率 1/2	9,274	転院搬送件数 375件(R6)→440件(R7) ⇒ 救急専門医 29名(R6) → 32名(R7)	転院搬送件数 375件(R6)→ 集計中(R7) ⇒ 救急専門医 29名(R6) → 36名(R7)
50	看護職員キャリア形成支援事業	看護職員の質の向上及び離職防止を図るため、看護職員に他の医療機関への出向機会を提供する「看護職員キャリア形成支援プログラム」を構築するとともに、その相談・調整等を行う「看護職員キャリア形成支援センター」を設置する。 ・事業主体 県看護協会 (委託事業)	1,434	・看護職員キャリア形成支援検討委員会の実施 (2回実施) ・県内医療機関就業看護職員及び看護管理者等医療機関関係者への事業周知 (59施設) ⇒ 就業看護職員数 11,316人(R4) → 12,008人(R7)	・看護職員キャリア形成支援検討委員会の実施 (2回実施) ・県内医療機関就業看護職員及び看護管理者等医療機関関係者への事業周知 事業説明会の実施:参加者49名 ⇒ 就業看護職員数(常勤換算後) 10,350.1人(R4) → 10,354.4人(R6)
51	医科歯科連携強化事業	歯周病が妊婦に及ぼす影響について、正しい知識の普及を推進し、産婦人科医と歯科医の連携体制を構築する。 ・事業主体 県歯科医師会 (委託事業)	1,221	・検討会の開催数 1回 ・研修会の開催数 1回 ・リーフレットによる普及啓発 ・リーフレット作成 10,000部 ⇒ ・産婦人科医、歯科医、妊産婦への周知人数 産婦人科医療機関数 0施設→45施設 歯科医療機関数 0施設→432施設 妊産婦数 600人 ・産婦人科医と歯科医の連携の体制の構築 協力産婦人科医療機関数 0施設→41施設	検討会の開催 1回 研修会の開催 1回 ・リーフレットによる普及啓発 リーフレット作成 7,000部 ⇒ ・ 産婦人科医、歯科医、妊産婦への周知人数 産婦人科医療機関数 0施設→42施設 歯科医療機関数 0施設→414施設 妊産婦数 R8年度に周知予定 ・ 産婦人科医と歯科医の連携の体制の構築 協力産婦人科医療機関数の調査を今後検討
52	医療分野デジタル技術等活用人材育成事業	看護現場における課題及び業務効率化に求められるスキルを把握し、看護職に求められるAEWの人材像を整理するとともに、その育成手法について検討する。 ・事業主体 県	3,567	AEW育成検討会議の実施 (R7年度:1回) アドバイザー派遣(2病院)(R7年度:各病院1回) ⇒ 在職者向けAEW育成プログラムの受講者数(初年度)5人	AEW育成検討会議の実施 1回
区分VI 勤務医の労働時間短縮			12,999		
53	地域医療勤務環境改善体制整備事業	医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に対し助成する。 ・事業主体 医療機関 ・補助率 10/10(資産形成以外の経費) 1/2(資産形成経費)	12,999	ICTを活用した労働時間の短縮の取組の実施件数の増加 1件 ⇒ ・医師労働時間短縮計画に定める時間外・休日労働時間数の目標を達成した医療機関の割合 80%以上 ・特定労務管理対象機関における特定対象医師数の減少 356人(R6)→356人未滿(R7)	ICTを活用した労働時間の短縮の取組の実施件数の増加 1件 ⇒ ・ 特定労務管理対象機関における特定対象医師数の減少 356人(R6)→354人(R7)
合 計			1,345,975		